

5月1日から

窓口での本人確認が義務付けられます

平成二十年五月一日から、戸籍証明書（戸籍謄本等）の請求や戸籍届出（婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知）をする際に、運転免許書や写真付き住民基本台帳カード（住基カード）等による「本人確認」が必要になります。

近年、本人になりすまして申請・届出・請求などを行い、各種証明書などを不正に取得し、悪用する事件が発生しています。

村では、一昨年の十二月一日から窓口手続きにいられた方の本人確認をお願いしていますが、平成二十年五月一日に戸籍法および住民基本台帳法の一部が改正され、本人確

認が法律で義務付けられます。

そのため、五月一日からは窓口に来られた方について、本人確認の書類提示がない場合は、請求する証明書の発行ができなくなります。

村民の皆さんの大切な個人情報を守り、各種証明書などの不正取得を未然に防止するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



次のルールが

法律で定められました

戸籍証明書請求時・
戸籍届出時の本人
確認

窓口での提示

顔写真のある証明書（官公
庁発行のもの）

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・顔写真付き住民基本台帳カ
ード

・外国人登録証など
顔写真のある証明書がない
場合（氏名などを確認できる
もの二点必要）

- ・健康保険証
 - ・年金証書
 - ・介護保険証 など
- 代理人については、必ず本
人からの委任状等の提出が必
要です。

正当な理由の明示

戸籍に記載されている方
（またはその配偶者、直系親
族の方）以外の方が戸籍証明

書を請求するときは、

- ・自分の権利を行使したり、
義務を果たしたりするため
に戸籍の内容を確認する必
要があること

・国または地方公共団体の機
関に提出する必要があるこ
と

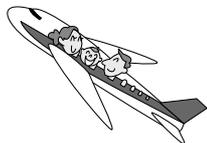
などの正当な請求理由を、請
求書に詳しく書くことが必要
です。

不正取得に対する 制裁強化

不正な手段によって証明書
等の交付を受けた者は、刑罰
（三十万円以下の罰金）が科
せられます。



パスポートの 申請・交付は村上市で



これまで県の旅券窓口（朱鷺メッセや県民サービスセンター）で行っていた旅券の発給事務が、5月7日から、村上市パスポートセンター（村上市役所本庁内）で行われます。

5月7日からの申請窓口

村上市パスポートセンター（本庁内）
村上市三之町1-1 ☎53-2111

受付時間

月・水・金曜... 8時30分 ~ 17時30分
火・木曜... 8時30分 ~ 19時
土・日・祝祭日・年末年始は休み

注意事項

パスポート新規申請などの方は、戸籍のほかに住民票の添付が必要です。申請前に必ず、関川村役場で住民票の交付を受けてください。（なお、このときの手数料は無料です）

勤務地や通学先の都合で村上市へ申請が困難な方に限り、県パスポートセンター（朱鷺メッセ内）、県民サービスセンター（新発田地域振興局内）で手続きができます。

問い合わせ先

住民税務課住民環境班 ☎64-1471

免許証などの提示（本人確認）が義務付けられている場合

	戸籍法	住民基本台帳法
届出	婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知	転入・転出・転居・世帯主変更
証明書の請求	戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本など	住民票謄抄本・住民票除票・記載事項証明など
請求できる方	本人・戸籍に記載されている方	本人・同じ世帯の方
	その他、正当な理由がある方 (国・地方自治体含む)	

その他の証明書についても本人確認をお願いしています。



平成20年4月1日から平成23年3月31日まで 住民基本台帳カードの 作成が無料です

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの三年間、住民基本台帳カード（住基カード）を無料で交付します。（通常料金は五百円）
顔写真付きのカードは公的な身分証明書として利用できます。また、確定申告の電子申請（e Tax）を行うためには、住民基本台帳カードが必要となります。

住民基本台帳カード交付申請に必要なもの
・運転免許証、パスポートなど官公庁発行の顔写真入り証明書（運転免許証などを持っていない方は健康保険証でも申請できます）
・印鑑
・顔写真付きカードを希望する方は、顔写真一枚（縦四・五センチ×横三・五センチ、六か月以内の撮影、正面、無帽、無背景で顔が鮮明に写っているもの）
問い合わせ先
住民税務課住民環境班
☎六四 一四七一



写真付き住民基本台帳カード（見本）